

○改正の主な内容

- ・改正前規定第2条第1号の前に、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）に基づき、専門士又は高度専門士と称することができる」と文部科学大臣が認めたものであることを職業実践専門課程の認定要件に加える。
- ・職業実践専門課程認定学科のうち、追加となる上記要件を満たさない学科がある場合において必要な準備期間を確保するため、3年間の経過措置を設定する。

※令和7年度までに専門士又は高度専門士の認定が必要

○公布・施行日

令和4年7月28日

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部改正について

職業実践専門課程（改正案）

（目的）

職業に必要な実践的かつ専門的な教育を組織的に行う課程を文部科学大臣が認定することで、職業教育の水準の維持向上を図る。

（認定要件）

- **専門士又は高度専門士と称することができる専門学校として文部科学大臣が認定したもの【新設】**
- **修業年限2年以上【削除】**
 - 専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設、教育課程の編成を行っていること。
 - 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- **全課程の修了要件（1700単位時間以上）【削除】**
 - 企業等と連携した専攻分野に係る実務の研修
 - 学校関係者評価とその公表
 - 前項を行うにあたって関係者に企業等の役員または職員を参画させること。
 - 企業等との連携及び協力の推進に資するために、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

専門士及び高度専門士（参照用：今回の改正対象ではない）

（目的）

専門学校における学習の成果を評価し、一定の専門学校の修了者に対し、専門士等の称号を付与し、その修了者の社会的評価の向上を図る（文部科学大臣認定）。

（認定要件）

- 一 **修業年限が2年以上**
- 二 **全課程の修了要件（1700単位時間以上）**
- 三 試験等により、成績評価を行い、その評価に基づき課程修了を行っていること。

職業実践専門課程の認定要件として新たに付加

※高度専門士の認定要件は、以下のとおり。

- 一 修業年限が4年以上。
- 二 全課程の修了要件（3400単位時間以上）。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。
- 四 試験等により、成績評価を行い、その評価に基づき課程修了を行っていること。

職業実践専門課程の認定要件として新たに付加